



障害者総合支援法など施行に向けた検討 ～障害者部会に2検討会設置へ～

◆去る7月18日、第50回社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶大教授）が開催され、「重度訪問介護の対象拡大」や「ケアホームとグループホームの一元化」など、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）の2014年4月施行分に関する検討と「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（通称「精神保健福祉法」）の改正・施行に向けた検討が行われました。

今後は下記2つの検討会が立ち上げられてさらに具体的に議論が重ねられることとされ、両検討会での審議を経て、障害者部会で障害支援区分等と併せてさらに検討を重ねる予定となっています。

＜今後両検討会で行われる予定の主な議論＞

① 障害者の地域生活の推進に関する検討会（委員19名）

【検討事項1】 重度訪問介護の対象拡大の在り方

⇒肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者に対象拡大を予定。今後、具体的な対象範囲や報酬のあり方を検討していく。

【検討事項2】 ケアホームとグループホームの一元化の在り方

⇒介護が必要な人が入所するケアホームと障害の程度が軽い人が入所するグループホームを一元化。グループホームでも介護を受けられ、グループホーム入所者に介護が必要になった場合でも、ケアホーム等の別施設に移るといった状況を解消。利用者の状態に応じた柔軟なサービスが提供されることが一元化のポイントで、検討会では事業者の指定基準や報酬の在り方、外部サービスを利用できるようにすることなどを検討する。

【その他の検討予定事項】

・「地域における居住支援等の在り方」など

② 精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会（委員25名）

⇒精神保健福祉法の改正によって策定することとされた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に記載すべき内容について検討する。

【具体的論点】

- ア. 精神病床の機能分化 イ. 精神障害者の居宅等における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供
- ウ. 精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士
その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項
- エ. その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

（参考：厚労省HP／福祉新聞）

子育て支援新制度、基本指針公表される ～子ども・子育て会議開催～

◆去る7月26日、政府の「子ども・子育て会議」（会長：武藤隆白梅学園大教授）が開催され、2015年度から本格的に施行される子ども・子育て支援新制度の基本指針案が公表されました。指針案では、社会的な支援が必要な全ての子どもを対象に「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本理念とし、市町村、都道府県、国が行うべき取組みが示されています。

各自治体は本指針の決定を踏まえ、2014年度半ばまでに計画案を取りまとめることとされており、新制度に向けた取組が本格化することになります。

（参考：内閣府HP／福祉新聞／遊育／東京新聞）

◆一方、政府の子ども・子育て会議基準検討部会（部会長：武藤隆／白梅学園大教授）は7月25日に第3回会合が開催され、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準についての検討が進められました。単一の施設としての幼保連携型認定こども園にふさわしい基準を設ける方針で、質の高い施設とするために高い水準を目指すとしています。（参考：内閣府HP）

【検討案の概要】

（園長の資格）

⇒教諭免許と保育士資格の両方が必要ではないか。

（その他職員の配置）

⇒教頭は必置とすべきではないか。

（非常勤職員の扱い）

⇒非常勤ではなく常勤の保育教諭等が子どもを見守るべきだが、女性職員が多い場合は、短時間勤務の環境も大切ではないか。

（運営状況評価）

⇒自己評価がより質の向上につながるよう検討すべきであり、関係者評価または第三者評価も進めるべきではないか。

市町村の取組 （役割）	調査を実施し、認可外を含む保育所や認定子ども園などの現況・潜在的な利用希望者を把握し、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の量を見込む。
都道府県の取組 （役割）	市町村の支援や連携を行い、市町村の区域を越えた広域的な調整を行う。
国の取組 （役割）	質の高い教育・保育を確保するために幼稚園教諭や保育士等に対する研修や処遇改善を行う。また保育施設等の自己評価や第三者評価等の実施を支援する。